

1,2-ジクロロプロパン等に係る特定化学物質障害予防規則の適用整理表

注：本表には有機溶剤中毒予防規則の準用は含まない。

条文		内容	1,2-ジクロロプロパン等(1,2-ジクロロプロパンの含有量が1%超)	1,2-ジクロロプロパン等(1,2-ジクロロプロパンの含有量が1%以下) (注)
第1章 総則	2	定義	「エチルベンゼン等」	
	2の2	適用除外業務	● (洗浄・払拭業務以外の業務を除外)	
第2章 製造等に係る措置	3	第1類物質の取扱いに係る設備	×	
	4	特定第2類物質、オーラミン等の製造等に係る設備	×	
	5	特定第2類物質、管理第2類物質に係る設備	×	
	6～6の3	第4条、第5条の措置の適用除外	×	
	7	局所排気装置等の要件	×	
	8	局所排気装置等の稼働時の要件	×	
第3章 用後処理	9	除じん装置	×	
	10	排ガス処理装置	×	
	11	廃液処理装置	×	
	12	残さい物処理	×	
	12の2	ぼろ等の処理	●	×
第4章 漏えいの防止	13～20	第3類物質等の漏えいの防止	×	
	21	床の構造	×	
	22・22の2	設備の改造等	●	×
	23	第3類物質等が漏えいした場合の退避等	×	
	24	立入禁止措置	●	×
	25	容器等	●	● (一部適用)
	26	第3類物質等が漏えいした場合の救護組織等	×	
第5章 管理	27・28	作業主任者の選任、職務	● (有機溶剤作業主任者技能講習を修了した者から選任)	
	29～35	定期自主検査、点検、補修等	×	
	36～36の4	作業環境測定	●	×
	37	休憩室	●	×
	38	洗浄設備	●	×
	38の2	喫煙、飲食等の禁止	●	×
38の3	掲示	●	×	

	38の4	作業記録	●	×
第6章 健康診断	39～41	健康診断	●	×
	42	緊急診断	●	● (一部適用)
第7章 保護具	43～45	呼吸用保護具、保護衣等の備え付け等	●	×
第8章 製造許可等	46～50の2	製造許可等に係る手続き等		×
第9章 技能講習	51	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習		×
第10章 報告	53	記録の報告	●	×

(注) 1,2-ジクロロプロパン及び有機溶剤の含有量の合計が重量の5%を超えるものに限る。